

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.64

南アフリカ — 人工知能によって考案された発明に対して初の特許付与

南アフリカ特許庁は、人工知能（AI）によって考案された発明に対し世界で初めて特許を付与した特許当局となった。その特許とは南アフリカ特許 2021/03242 号（以下「AI 特許」という）で、2021 年 7 月 28 日付で Stephen L. Thaler（特許権者）に付与されており、発明者名は「DABUS、人工知能によって自律的に創作された発明」となっている。

ただし、この特許の有効性と権利行使可能性が認められるか否かはいまだ未知数である。今回の特許付与の意義は、特許保護という文脈において AI が発明者たりうるか否かという見地から考察するだけでなく、南アフリカにおける特許登録プロセスの実態という枠組みの中で考察すべきものである。

南アフリカにおいては、現在、登録官が特許出願について行う審査は方式要件の具備に関する審査に限定されている。現状においては、実体要件（特許性など）の整備が進められてはいないものの、実体要件の遵守に関する審査は行われていない。

方式要件のうち、出願人が発明者として AI の名を挙げていることで充足が困難になる要件が 2 つある。第 1 に、特許保護を求める発明の発明者（一または複数）が特定されなければならないという要件があり、第 2 に、出願人が特許保護を出願する権利を発明者から取得したことを示す証明を提出しなければならないという要件がある。第 1 の要件を満たすことが困難なのは以下のような事情による：特許出願において名指される発明者は必ず自然人でなければならないとする規定は特許法にも特許規則にも存在しないが、これについては、特許保護を求める権利は法主体としての発明者に帰属する法的権利と見なすことができるため、発明者を自然人に限定しえないという暗黙の理由がある。自然人だけでなく法人もまた法主体として認められるからである。南アフリカにおいて法主体として認められるのは自然人と法人のみであるが、AI はこの 2 つのカテゴリーのいずれにも属していない。第 2 の要件を満たすことが困難なのは 2 つの理由による。まず、AI には法人格がないため、AI の法的権利というものが存在しない可能性がある。また、AI は 1 個のマシンであるため、AI の法的権利が存在するとしても、その権利の移転を示す証拠を提供することが困難である。

しかし、今回の AI 特許の場合、特許権者が以上に挙げた要件を迂回することが可能であった。南アフリカの特許出願に対する登録官の審査に適用される法規は、特許法や特許規則といった国内法に限定されないからである。南アフリカ特許法の第 43F 条(2)の文言によれば、特許協力条約の条件に従って提出された先行特許出願（「PCT 出願」）を原出願とする特許出願の処理に当たって、PCT に基づき策定された規則（PCT 規則）および同規則に基づき発行された実施細則と特許法との間に抵触が生じた場合、PCT 規則および実施細則が優先的に適用される。

今回の AI 特許は特許協力条約 (PCT) に基づく先行特許出願 (PCT/IB2019/057809 号) に基づくものであったため、登録官による出願の審査は PCT 規則に従って行われた。

PCT 規則第 51 規則の 2.2 に基づき、先行 PCT 出願に基づく特許出願の願書に、発明者の特定に関する宣言が規則 4.17(i)の規定に従って記載されている場合、発明者の特定の真実性に関する合理的な疑義が登録官の側でない限り、南アフリカの特許出願において特定された発明者の実体に関する文書または証拠を登録官が請求することは禁じられている。

今回の事案では、今回の AI 特許の基になった先行 PCT 出願の願書には、発明者の特定に関する宣言が規則 4.17(i)の規定に従って記載されていた。従って、登録官が発明者の実体を問い質す可能性は狭められることとなった。

それに加えて、登録官による 2009 年 4 月付の実務指令 (以下「実務指令」という) の内容は、南アフリカ特許出願が先行 PCT 出願に基づくものであり、先行 PCT 出願の出願人の身元が当該 PCT 出願の基になった優先権出願の出願人の身元と同じである場合、登録官は出願人が南アフリカ特許を出願する権利を示す証拠を要求してはならないと規定している。

今回の事案では、AI 特許の基になった先行 PCT 出願の出願人の身元と、前記の PCT 出願の基になった優先権出願の出願人の身元は実際に同一であった。それゆえ、出願人の適格性を示す証拠に関する通常の要件は、前記の実務指令に基づいて迂回されることとなった。

かくして、南アフリカ特許出願を PCT 出願に基づく出願とすることにより、AI が発明者として特定されているという点を登録官が詮議するための根拠が排除されたのである。

ケニア — 模倣品取締(登録)規則の公布

「2021 年模倣品取締 (改正) 規則」 (Anti-Counterfeit (Amendment) Regulations, 2021) (告示第 117 号) および「2021 年模倣品取締 (登録) 規則」 (Anti-Counterfeit (Recordation) Regulations, 2021) (告示第 118 号) は、2021 年 7 月 23 日付で、ケニア産業化省 (Ministry of Industrialization, Trade and Enterprise Development) を代表する閣僚によって同時に公布された。これらの規則により、「2008 年模倣品取締法」 (以下「模倣品取締法」という) を含む様々な知的財産法の変更または改正を行うためにケニア議会が制定した「2018 年制定法 (一般規定修正) に関する法律」 (Statute Law (Miscellaneous Amendments) Act of 2018) の改正案を実行に移すための基盤が整えられることとなった。

上記の規則は公式の登録制度の実施を定めるものである。この制度においては、ケニアに輸入される商品に関わる知的財産権の権利者は、所定の書式に従って自らの知的財産権を模倣品取締機関 (ACA) に登録し、当局に所定の手数料を支払うことになる。登録申請を受領した時点で、ACA は登録の承認または拒絶を書面により申請人に通知する。登録申請が承認された場合、登録の有効期間は 12 か月とされ、満了日の 1 か月前に更新することができる。更新については、更新手数料の支払が求められる。

登録された知的財産権の権利者が変更され、新たな権利者が登録の継続を希望する場合、新規の権利者はただちに既存の登録の継続申請を行うことになる。逆に、新規の権利者が既存の登録の継続を希望しない場合には、権利者の変更に先立つ 30 日以内に ACA にその旨を通知しなければならない。同様に、申請人の氏名・名称に変更があった場合にも、その変更を ACA に通知しなければならない。

上記の規則はさらに、あらゆる者が登録簿の調査を実施し、ACA に登録されている特定の知的財産権の詳細を明らかにすることができる」と規定している。ACA がケニアにおける模倣品取引を効果的に取り締まるのを支援するため、知的財産権の権利者は、各自の知的財産権の登録を推奨される。

ACA は当局の登録プロセスを円滑化するためのオンラインプラットフォームを開設する見通しで、その実施に関して新たな発表がまもなく行われるものと予想されている。

ナイジェリア — 著作権法改廃案

「2015 年ナイジェリア著作権法（改正）案」（Nigerian Copyright (Repeal) Bill 2015）は 2018 年にナイジェリア連邦評議会（Nigerian Federal Executive Council）に提出され、同評議会の承認を経て 2021 年 7 月 6 日付で法律として制定された。¹

この著作権法案は、現行法（1988 年著作権法）によるナイジェリアの著作権制度の全面的な見直しを目指すものだと言われている。

ナイジェリア著作権委員会（NCC）議長の代理人として同委員会広報担当理事の Vincent A. Oyefeso 氏が署名した声明によれば、「同法案の中で扱われている新たな事項の中には、一部の著作権者の報酬請求権、視覚障害者および印刷物障害者に関する特別な例外規定、技術的保護手段の迂回を禁じる規定、権利管理情報、オンライン侵害に対する緻密なエンフォースメント・メカニズム、犯罪的な著作権侵害に対する刑罰の厳格化などが含まれている」。

この法案が国会によって承認・採択される前に委員会による閲読と審議を経る必要があるため、同法案が法律として制定されるまでにはもう少し時間がかかる見通しである。最後段階は大統領への法案提出であり、大統領は提出された法案に同意するか、これを拒否することになる。

¹ナイジェリア著作権委員会（NCC）議長を務める John O. Asein 氏が発行したプレスリリースを参照（www.facebook.com/copyright.gov.ng/posts/4184620451595243）。この話題はナイジェリアの活字媒体やテレビニュースでも報道されている（参照サイト：<https://guardian.ng/news/fg-begins-review-of-copyright-act-says-commissions-dg/>；<https://international-publishers-association.org/copyright-news-blog/1112-nigerian-copyright-reform-begins> 等）

ARIPO — 著作権および著作権隣接権の任意登録に関する議定書案の採択に向けた外交会議の日程のガンビアの動向

外交会議

ウガンダ登録サービス局（URSB）を介したウガンダ政府の支援を得て ARIPO が主催する「著作権および著作権隣接権の任意登録に関する議定書案の採択に関する外交会議」は、当初、2021年7月19～22日にカンパラ（ウガンダ）で開催される予定だったが、2021年8月27～28日に延期された。

コロナ禍の規制に対応するため、今回の外交会議は、実際の出席者とバーチャル出席者が混在するハイブリッド形式で行われる予定である。²

外交会議に先立って開催される ARIPO 管理委員会の第 11 回臨時会議の日程は、2021年8月23～26日に変更された³。

ガンビアの動向

ガンビアは商標に関するバンジュール協定への加入書を 2021年5月3日付で預託していたため、2021年8月3日をもって同国ではバンジュール議定書が効力を発生する。⁴

従って、現在では ARIPO 商標出願の際にガンビアを指定国とすることが可能になっている。

ザンジバル — 商標「OAK HOTEL」の国内登録に対する異議申立が認められる

2018年11月、Yimei Hotel Management (Shenzhen) Limited（以下「出願人」という）は、第43類に属する役務商標として、「OAK HOTEL」の商標（以下の画像を参照）ZN/S/2018/461号の登録出願を行った。この商標は異議申立のために公開され、当該商標の登録に対する異議申立書が MHG IP Holding (Singapore) PTE LTD（以下「異議申立人」という）によって提出された。



異議申立人は、ザンジバルにおいて同じ第43類に属する商標「OAKS」（以下の画像を参照）を自社が先行登録していた事実に依拠するとともに、自社の周知商標に基づく権利を援用して、異議申立の対象となった商標をザンジバル国内で使用することは商標権侵害および詐称通用（パッシング・オフ）に相当すると主張した。同人はさらに、出願人は国際的に周知である異議申立人の商標とよく似た商標を採用するに当たって悪意で行為していたと主張した。出

² Adams & Adams が ARIPO 総裁から受け取った 2021年7月13日付の通知。

³ 会議状況の URL: https://m.facebook.com/ARIPOSecretariat/posts/3873590672744912?_rd=1

⁴ www.aripo.org/banjul-protocol-on-marks-now-effective-in-the-gambia/

願人が異議申立人の商標を知っていたことは間違いないからである。出願人はこの問題について抗弁し、混同可能性が存在するという主張や、自社商標がザンジバルにおいて周知であると異議申立人が主張する根拠を否定した。



産業財産副登録官（以下「登録官」という）は、当事者双方の主張、証拠および提出書類を考量した上で、2021年6月に言い渡された決定により、異議申立人に有利な判断を下した。本件に関連する法原則を検討するに当たって、登録官は外国の判例法に注目し、特に欧州連合において示された複数の判例法を引用している。

登録官は両方の商標の視覚的・聴覚的・概念的な類似性を考察したが、これら商標を不自然に細部まで吟味するのは妥当でないと述べた。消費者は通常、商標を全体として知覚するのであって、その詳細を「分析」するわけではないからである。それゆえ、登録官は全体を総括して、異議申立の対象となった商標の出所について混同や欺罔が平均的な消費者の間に生じる可能性が高いとの判断を示した。特に、当事者双方の商標が使用される第43類の役務が同一およびまたは類似のものであり、同じ取引経路を通じて提供されるという事情があるからである。

従って本件の異議申立は支持された。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 64

[著者]
Adams & Adams

Adams&Adams

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2021年8月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Adams&Adams が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。